

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（塩事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：令和 7 年 3 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・塩事業法（平成 8 年法律第 39 号）において、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録について、登録を受けようとする者や登録を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）が置かれていたところ、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況となっていた。
- ・これを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除したもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①成年被後見人等の 人権の尊重等の効果	事前評価時	—
	事後評価時	・本規制緩和前後での成年後見制度の利用者数（成年被後見人、被保佐人及び被補助人）は以下のとおりであり、規制緩和後は増加している。 215,531 人（平成 30 年 12 月末日時点）（注 1） 246,711 人（令和 5 年 12 月末日時点）（注 2） ・本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間に因果関係があるか否かは定かではないが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つと指摘されていた欠格条項が削除されたことで、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録申請において成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶ状況が改善され、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等が実現されていると考えられる。

（注 1）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—平成 30 年 1 月～12 月—」より

（注 2）最高裁判所「成年後見関係事件の概況—令和 5 年 1 月～12 月—」より

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①登録申請等の処理に要する新たな行政費用	事前評価時	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。
	事後評価時	事前評価時の想定どおり、登録申請等の処理に要する新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①規制緩和により顕在化する負担	事前評価時	法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、本規制緩和に

		より顕在化する負担は発生しないものと考えられる。
	事後評価時	本規制の緩和にあたっては、成年後見制度の利用の促進のため、塩製造業の登録等にかかる法定代理人の欠格条項を削除することとしたが、事前評価時には、法定代理人の適格性に関しては、成年後見制度の枠組みを通じて確保されることや、法定代理人を通じて塩事業法上の登録を得て営業を行う者そのものが皆無に近いと考えられたこと等の状況を総合的に勘案し、本規制緩和により顕在化する負担は想定されないとされた。現在においてもこれらの観点は妥当と考えられるため、現在も事前評価時と同様、規制緩和により顕在化する負担は想定されないと評価できる。
(参考) 塩製造業の登録件数 : 平成 30 年度 2 件、令和 5 年度 0 件 塩特定販売業の登録件数 : 平成 30 年度 23 件、令和 5 年度 50 件 塩卸売業の登録件数 : 平成 30 年度 4 件、令和 5 年度 3 件		

3 考察

- ・本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・また、本規制緩和による新たな行政費用及び顕在化する負担は発生していない。
- ・結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異も生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）（塩事業法部分）

規制の名称：成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定の見直し

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：理財局総務課たばこ塩事業室

評価実施時期：平成30年3月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

塩事業法において、塩製造業・塩特定販売業・塩卸売業の登録について、登録を受けようとする者や登録を受けた者が成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下、成年被後見人等）である場合には、その法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を置いており、当該規定に反する場合には、法定代理人の適格性を理由に、成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶこととなる。今回の改正を行わない場合、こうした課題が今後も引き続き継続することから、法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶという現状をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対して直接の不利益な法効果が及ぶことを解消するには、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）の改正が必要であることから、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除する。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しない。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意する。

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴い、モニタリングによる追加的な行政費用は発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

法定代理人の適格性を理由に成年被後見人等本人に対し直接に不利益な法効果が及ぶことを解消するため、成年被後見人等の法定代理人の適格性に着目した規定（欠格条項）を削除しつつ、法定代理人の適格性については、成年後見制度の枠組み等を通じて確保されることとなる。よって、今回の改正に伴う副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（抜粋）
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

改正法施行後 5 年

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業の登録件数、塩事業法に基づく処罰の発生状況等。